

臨床社会学の方法

(22)暴力の遍在と意識化

中村 正 *

*Ritsumeikan University

1. 脱暴力支援の苦渋

もう 20 年近く前のことだがある雑誌に次のような一文を寄せたことがある。

.....

「男らしさを問うということ」

責任ということをよく考えるようになった。男性問題に関心を持つ仲間とともに、メンズサポートルームを発足させ、家庭内暴力の加害者を集めて暴力を繰り返さないためのグループワークに取り組んで以降のことだ。

男性と暴力というテーマは、考えてみれば常に私たちの前にあった。たとえば、戦争は暴力そのものだ。戦争責任という言葉。従軍慰安所をおそらくは利用したであろう多くの兵士たちは自らの内面を語らない。絶望的なまでの沈黙のなかにある。

「ナナムの家」という記録映画をとおして、忌々しい記憶を直視し、もつれた糸を紡ぎだし、重たいことを語り始めた女性たちとは対象的だ。強かんや強制わ

いせつの被害者も同じだ。いつも被害者、弱者、被差別者が立証責任を負わされる。語りだすのは常に思い出したくない側からだ。

こうした出来事はトラウマ（心の傷）となって沈殿している。これを外傷記憶という。さらに被害者は、それを物語記憶に変えることを余儀なくされる。そうしなければ癒されないからだ。個人がすべてを傷として押さえ込めておくことはしんどい。

もちろん外傷記憶を物語記憶に書き換えるには、援助者が必要だ。社会の理解もなければならない。この過程の重要性を教えてくれたのは性犯罪や家庭内暴力の被害者を支援するフェミニスト・カウンセラーたちだった。

そして思うことは加害者にもまたなんらかの援助者が必要だということだ。加害者もまた沈黙のなかで生きている。多様な形態の家庭内暴力の加害者、他人を傷つけ、物を盗んだ非行少年、従軍慰安

所を利用し、虐殺をしたであろう元兵士たちの閉ざされた心の扉を開けるのは並大抵ではない。

「どうも男性たちは反省するが悩まない傾向があるようだ」という、性暴力に取り組む弁護士さんの言葉を聞いたことがある。たしかにそうだ。まず、その瞬間を語る言葉がない。表情がない。感情がこもっていない。分析し、評論し、反省するのは上手かもしれない。しかし、そうした言葉は上滑りしている。変に饒舌なのだ。借り物の言葉と感情のような気もする。

けれども、そこにいたるまでの「脱感情作用」(暴力、非行、殺人などを行うことを可能にする麻痺状態)が男らしさのなせるわざであるとすれば、こうした問題現象の背後に男性役割(男性性)が一役買っていきそうだと思う。非暴力グループワークをとおして、加害男性たちには、精神科医であれば「失感情症」などラベルを貼りたくなるような現実が見いだせる。加害者を援助するということに関して、まだその術は開発されていない。援助のための思想も理念も欠如している。これからだ。

家庭内暴力の加害者たちの語りを援助していると、つらいことがたくさんある。プログラムの提供者としてではなくて、夫として、父親として、そして男性として突きつけられる問題があるからだ。暴力へと駆り立てる男らしさがそこに垣間見えるのだ。これらは多くの男が生きて

いる現実でもある。それは暴力を問い糺す側にも諸刃の刃となってつきささる。男性解放なんてまだ早いという声にどのように応答するのか。いつも自問している。

(『部落解放』第 478 号、部落解放研究所、2000 年 12 月号)

・・・・・・・・・・・・・・・・

そして 2018 年、なお現実には変化していないどころかこの悩みは深まるばかりだ。枚挙に暇がないほど暴力が噴出しているからである。部下のハラスメントがあり悪びれる様子もなく「ハラスメント罪はない」と開き直った大臣がいる。大学アメリカンフットボール部の違法プレイ指導は暴力そのものである。他の種目のスポーツでも監督やコーチへのハラスメント告発が相次いでいる。オリンピック開催を機にスポーツ界のスタンダードが軋みを立てているのだろう。土俵で倒れた男性にいち早く駆け寄り救命活動した女性看護師に対して女人禁制の場所だからそこから降りろと指示がでた。大学入試における女子学生差別(後に浪人生差別も)もあらわになった。性的少数者は生産性がないという発言もでた。不幸な子どもをつくらないという「善意」「公共」の名のもとに強制不妊手術問題が実施された。現在、相次いで訴訟が提起されている。

2. 社会の問題なのか個人の問題なのか-男性性を扱うことと特権の扱い方

暴力はそれを語るものにも自己の有様を問いかける不快なテーマだ。罰にくわえてしょく罪へと加害者を援助することも必要だ。しかしまだその社会制度は開発されていない。援助のための思想も理念も欠如している。しょく罪することと被害者の権利を守ることの両立はいかにして可能なのだろうか。

一方では、すべての男性が暴力的なのではないということ認めつつも、他方では、こうした暴力事件を引き起こすのは男性たちであることが多いということも無視できない。この二つの間をどのように埋めることができるのか。換言すれば、男性としての加害者性に根拠をおく自己否定的な言説でもなく、男性もまた被害者だという開き直りの自己肯定的な言説でもない、男らしくあることを強制され、期待されることの苦しさや違和感と無力感を語り、そうあることを強いる社会の分析と、そしてそうではない性と生があることやそれを望む男性がいることを示すことが大切だと考えている。

レイプ、戦争、過労死などに関わる男性自身による私的経験もふくめた男性としての発言が必要だ。DV加害のバタラーたちの行動変容もまた同じような文脈でここに位置づく。脆弱であるがゆえの虚勢もちろんそれぞれ性質は異なる問題群である。しかしたんに個別の事件や筆禍・舌禍ではすまない社会問題や社会意識が

根本に横たわる。これらはすべて社会的差別であり、暴力問題である。いたるところにある暴力、暴力が遍在しているといえるだろう。儀礼・慣行、スポーツ、教育、政治のあらゆる場面に暴力が宿る。

とも言い得る男性たちの複雑な内面生活について、適切な環境関係性、場そして語彙があれば男性たちは確実にその脆弱さや内面を語る力を秘めていると実感している。

もちろん、男性の性と生が特権や利益と裏腹な関係にあることについても自覚的でなければならぬが、ここで考えておきたいことは、集団としての男性と個人としての男性のあり方に違いがある点だ。だから、その特権や利益も男性同士の間では不均衡に配分されていくこととなる。男性同士の関係性のあり方にもまた暴力という主題が入り込む。このズレこそが男性という立ち位置の特権に気づき、矛盾を自覚する隘路をつくる。

3. 加害の言語化のための社会意識の変更

また、必ずしも刑事罰とはならない暴力が多いことも特徴だ。暴力を振るう者は居直る。暴力のすべてが加害、犯罪、悪とはされないのが、暴力を受ける被害の語りも大変であるが、加害の語りはさらに難渋する。

加害は常に過少評価や中和化される。相手も悪かったと正当化することが多い。たとえ語りがあったとしてもその加害の

話は「いやいや・しぶしぶ」となる。それを支えているのは、以前からも指摘している社会の共軛関係である。強く言えば共犯関係である。つまり暴力を許容している意識である。時には暴力を肯定する社会意識もあり、そうなる暴力を社会問題として語ることを困難にし、社会意識が問題構築の邪魔をしている。

そして暴力が発生するところには非対称な関係性が存在しているので、その非対称性は上下関係のように作用し、被害の側も言語化がしづらく、相談さえできなくなり、自己抑圧となる。名乗りでることに負荷がかかるし、関係のなかにとどまるように自己を抑圧する。つまり、加害者による被害者非難、他罰的な態度や意識、自らの行為の正当化や中和化、自己決定という名の自己責任がつながると、被害者なのに「自分が悪い」という自己嫌悪をつくりだす事態となる。

こうして社会のもつ意識、暴力としての認知の程度が、これほど多様な種類の暴力の可視化を決める。暴力が遍在しているのはこの共軛関係のためである。こうして共軛関係は加害の物語化を困難にする。この困難さは、関係性のなかの暴力なので、そうした関係性を構成してきたことの合意と同意、そして自己決定と自己責任をめぐってやっかいな課題を生起させる。性犯罪の構成要件の規定にあるような、暴行・脅迫の存在、さらに抵抗しなければならない被害者像を基準にして性暴力を定めていることがそもそも

被害と物語化を困難にし、加害の物語化が進まない背景である。加害の側に有利な物語化が社会のなかには存在しているともいえるからである。暴力や脅迫に向かって抵抗する義務が果たされないと性の暴力の被害者にはなれない。性にとまなう暴力の加害からすると、強引さや力強さ、パワーの行使、そして犯罪直前までの暴力性は等値される。あるいは日常の愛の交歓や説得や駆け引きとひとつづきになる。その媒介に男性性ジェンダーがおかれている。

4. 暴力のナラティブをフレーム化するもの-マスターナラティブの考察

しかしそうはいっても国際社会の動向もあり、関係性に遍在する暴力問題の認知がすすんできた。世界保健機構 WHO の「ICD-11」の議論が進んでいることを紹介しておきたい。「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」改訂作業であり、新規項目が追加されている。「外因の特性」として「暴力及び虐待の側面」が追記され、そこでは関係性が問題視されている。「加害者-被害者関係」「加害者の性別」「暴行及び虐待の状況」の3点である。ICD に位置づけられるということは、暴力が公衆衛生の課題として位置づけられることになり、関係性にも注意が必要ということでは、男性と女性の暴力の側面の指摘もできる。そして個人の問題ではないという意味でもある。こうして健康問題として暴力の定義がなされ、そこで

の関係性が対象になっていることの意味は大きい。これについては別途詳述したい。

この過程は、社会構築主義として本稿でも紹介したが、「ワード word がワールド world を創る」過程といえるだろう。分類体系の変化は、名付け、定義、ラベルをめぐるアリーナ(競技場)のようだ。強調しておきたいことは、このアリーナには、社会で主流になっている意識がマスターナラティブとして影響を与え、加害や暴力の語彙と文法をフレームづける。例をあげておこう。

一つは、刑法の性犯罪の定義(構成要件)が象徴的である。性犯罪についての大幅な法改正が行われた(2017年)、一言で言えば厳罰化である。しかし刑法の「暴行又は脅迫を用いて」という構成要件はそのままである。この「暴行又は脅迫」は、「反抗を著しく困難ならしめる程度」の非常に強いものであることが必要とされている。暴力や脅迫に遭遇して、そこまで抵抗できるだろうか。「逃げられたのではないか」「もっと抵抗できたのではないか」という被害者非難も起こりやすい。深刻な事態に陥ると身を守るため、加害者を逆なでしないよう行動することがある。抵抗するどころか何もできない。あるいは、何もしないのがよいと判断することもある。抵抗しなければならぬことや暴力行使が前提となっているストーリー化の変更が要請されている。

こうなると加害者は被害者が抵抗しな

かったので合意の上だと勝手に思い込む。性犯罪の意識にこのストーリー化はかなり影響を与えている。俗にいう「嫌よ嫌よも好きのうち」という意識として加害のナラティブが都合良くフレームづけられる。合意の上だという加害側の解釈がまかりとおることもある。このストーリー化の軸が変わらないと暴力加害は成立しない。暴行・脅迫がないと性犯罪は成立しないということは、暴力と性がそのぎりぎりまで結びつき許されるというストーリー化の軸をつくる。

二つは、自己決定のストーリーである。「私の勝手でしょ。」という意識を助長させるような、あるいは「偽りの自己決定」と思わせるような言葉が流通している。たとえば「援助交際」という言葉がそうだ。次々に登場する風俗産業の業態もこれを念頭に置いている。「JKビジネス」もそうだろう。17歳以下の高校生年齢が対象になるのでこうした名付けが奏功していく。それに従事する側も利用する側も何か問題の核心から遠ざかり、見えなくなっていく実態がこの名付けである。常に風俗業では独自の言葉が常に創られ、名付けがなされている。この言い方は主体的な選択であるかのようなストーリー化といえるだろう。その言葉を使うことで何事かがやり過ぎされていき、飼いやられた日常へと関係性が練り上げられていく。

三つは、正当化や中和化のストーリーがある。「臨床社会学の方法」の連載の最

初に「暗黙理論」をとりあげた。これは主観的現実としてのインナーボイスであり、認知のスキームであり、行動化への歩みだしである。同じように、「ナンパしてついてきた女なんだから。」「一緒に遅くまで酒を飲んでいたんだ。」と強制性交を合理化する性犯罪者は多い。類似のことは、「もっと鍛えて欲しいとその生徒は言っていた。保護者も頼みにきたことがある。」と体罰教師は語る。「これはしつけど。」と虐待する親は語り、「単なる夫婦喧嘩だ。」と DV 加害男性は語る。「冗談のつもりだった。」といじめる側は語る。これらは加害者のインナーボイスである。私は「悪魔のささやき」と呼んでいる。「やめとけ！やばいぞ、それは犯罪だ。」という「天使のささやき」ではない。しかしこの「悪魔のささやき」は社会の「つぶやき」とも共振している。こうしたインナーボイスを私は「暗黙理論」と呼んでいる。加害の言語化は困難であるが、それを聞き出しながら加害者臨床を展開している。

5. 問題の自然史-問題を名付けることのせめぎあい-社会のなかのストーリー化の軸が問題

交際相手からの暴力、DV、ストーキング、いじめ、家庭内暴力、性問題行動等は見知らぬ者同士の暴力ではなく、何らかの関係性にある者同士の暴力である。それは最初からそうなのではない段階がある。暴力を含むので、その関係性は対

等なものではなく非対称性があると想定する。

これらは、出来事・事件として表面化するが、多くは自然な関係性のなかの日常の営みに根ざしている。社会病理学ではこれを「問題の自然史」としてとらえてきた。親密な関係性における暴力は何らかの関係にある者同士で起こるので、その出来事の文脈を成している思考、行動、意識の日常や慣行を見据えることが重要となる。氷山の上の部分のような事件の、その下にある日常が見逃せない。

関係性を視野に入れると、紋切り型の「問題化」だけでは解決にならないことも多い。特に出来事が起こる対人関係や家族関係が見えてくる。そうすると被害と加害は錯綜する。被害と加害がくっきりと表面化する通り魔のような事件ではないこの種の出来事は、日常のコミュニケーションや相互作用の関数ともいえ、当事者たちの日常の問題への処し方・過ごし方、関係の営み方、とくに葛藤の解決の仕方の独特さがみえてくる。何が問題なのかをめぐる「名付けのせめぎ合い」を見なければならない。

つまり定義と構築をめぐる公論である。たとえば、子ども虐待はしつけとは異なること、情熱的な恋愛とは異なる度が過ぎた追跡や脅迫はストーキングであること、夫婦喧嘩ではなく DV であること、恋人同士でも DV 類似の行為があること、夫婦のあいだでも性暴力類似のことが起こること、遊びや冗談ではなくいじめや

ハラスメントであること、愛情の裏にはコントロール行動もあること、薬物使用は意思の問題でしょうと思われがちなこと、不登校は再登校が、ひきこもりは家を出ることが解決であると語られること、被害者の落ち度が斟酌されて性暴力が中和化される場合があること等数多く指摘できる。

関係性の病理は、つながりの問題という意味である。親密な関係性はつながりすぎをもたらす。わかりやすいのは愛情が重荷になることだ。私は脱暴力のためのグループワークや面談、そして家族のやり直し支援をしているが、その過程では被害者からの話も聞く。そのなかで語られる暴力はつながり方の捻れともいえる。親密な関係性における暴力は愛と暴力の重なりから生じてくる。いくつかを紹介しておきたい。

「彼がいないと寂しくて不安になる。いつでも一緒に行動する。」「服を買うときにはいつも一緒に着いてくる。僕の好みの女性になって欲しいと言って注文が厳しい。自分のセンスが活かさない感じがする。」「交通の便のよくないところに住んでいるので本当は免許が欲しいし、必要だけでも、免許を取らせてくれない。運転が下手だからって言う。だからいつも彼の車で行動することになる。」「私が医者に行くといつもそれは男性の医者だったかって聞く。」「同窓会に行くというと嫌な顔をする。」「DVを受けていて、なんだか彼という方が安全だと思うよう

な意識になったことがある。実家に逃げていると追いかけてきたり、メールが頻繁にはいたりするので結局一緒にいることで落ち着く。」「帰宅する直前になると『もうすぐ着くね。お帰りなさい』というメールが入る。」「今日は何をしていたのかと聞いてくる。」「死んでやるといわれると別れられない。元の関係に戻ることが多い。」等、枚挙に暇がない。こうして愛は苦痛に展開していく。

最初は良かった関係性がこうして徐々に変形していく。束縛、暴力、コントロールになる。DV というワードは被害を名乗りやすくした。加害と被害は男性、女性に関係なくおこる。それは愛情なのだが、このままいくと負担や重荷になる様子がみえてくる。この愛の重荷は、それ自体が社会問題と名付けられるようなクリアな問題ではない。何気ない日常の積み重ねがあり、ひとつひとつはそれなりの存在感のある関わりでしかなく、ゆっくりと愛が重荷になっていく様子がみえてくる。名付けにくい相であるが、デート DV は恋人同士の関係を対象にして、若年層のかかえる関係性の病理を浮かびあがらせた事になる。

6. つながりが変形していくこと

暴力が遍在しているということは、日常のつながりに危険が宿ることを意味する。その関係性がずれていく。暴力を定義していくためには事件が契機になっている。最近のいくつかの例をあげておこ

う。

一つは、リベンジポルノである。2013年10月に発生した三鷹ストーカー殺人事件を機にリベンジポルノへ対処する契機が強まり、2014年11月に国会で成立した。いわゆる「リベンジポルノ被害防止法」がある(「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」)。第三者が被写体を特定できる方法で、プライベートなものとして撮影された性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者を罰する法律である。問題はそのデジタル映像を撮影したその時は良かった関係の自然史があったということだ。「撮られるとドキドキする、特別な人だからいい、ノリノリだったらいい、撮られているのもプレイのうち」等と被害者もその時の様子を語ることがある。

二つは、セクシャルハラスメントにおける「迎合メール」と呼ばれるものを指摘し、コミュニケーションの特徴を把握すべきであり、字義通りの意味ではなく、関係性への配慮を要請している。厚生労働省の厚生労働省労働基準局長通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(2011年12月26日付け)のなかで指摘されている点である。セクハラによって引き起こされる精神障害を労災認定する基準についての内容である。その中で、「セクシュアルハラスメント事案の留意事項」として、セクシュアルハラスメントが原因で対象疾病を発病したとして労災請求がなされた事案の心理的負荷

の評価に際しては、特に次の事項に留意するべきとした。

具体的には、「セクシュアルハラスメントを受けた者は、勤務を継続したいとか、セクシュアルハラスメントを行った者からのセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実がセクシュアルハラスメントを受けたことを単純に否定する理由にはならないこと」を明示した。

三つは、先の共軛関係に関心が向かうようになってきた。たとえば傍観者の罪である。兵庫県K市の事件である。20代の女性職員にセクハラをする当時の副市長(解職)を止められなかったとして、その場に同席していた上司の50代男性職員を戒告の懲戒処分にした。女性の体に触れた飲み会後のカラオケでのこと。副市長はこのセクハラを理由に解職されたが、K市は、女性がその後も体調がすぐれないことを根拠に懲戒処分を決めたと報道されている。その場には別の男性職員もいた。管理職ではないため処分はしなかったという。ハラスメント行為のあった場で止めなかった「傍観者」の責任、この場合は管理責任も含めて問うたことになる。他にも「傍観者」の責任は争点となった事案がある。「上司である所長が、先輩から暴言や暴行、一人居残り残業などのハラスメントを受けていたこ

とを知らず、何らの対応もとらなかつたところか、問題意識さえ持っていなかつたことがパワハラ防止義務に違反していると指摘された事例(日本土建事件・津地裁平成21年2月19日判決)である。また、セクハラを放置したセクハラ相談担当職員について違法行為を認めた判決も出ている。「セクハラ相談窓口の担当だった課長が、セクハラがあつたことを認識していたのに、加害者をかばう発言をして何も措置をとらなかつたことが違法行為であるとして、市に損害賠償責任が認められた例である(A市職員事件・横浜地裁平成16年7月8日判決)。

四つは、アウトティングである。ある男子院生の出来事が記憶に新しい。ゲイの男子学生から告白された異性愛の男子学生がそれを第三者に話をしてしまった。個人の大事な情報が漏れたことを知った当の学生が自死をした事件である。カミングアウトとは全く異なるものだ。秘匿しておかなければならない事情をもって人は関わり合っている。秘密は誰にでもある。パッシングは、重大な事実を秘匿して生きざるを得ない日常行動のことであり、取り繕い、やり過ぎとも言われている。セクシャルマイノリティはパッシングもよく経験している。その秘密が暴露されていく。このアウトティングは「同性愛パニック」でもあり、ホモフォビアの心理の典型である。アウトティングの背景には社会的差別がある。パッシングせざるを得ないことがあり、それが合意な

しにアウトティングされることは深刻な事態をひきおこす。社会がある特定の支配的な物語、この場合は異性愛主義の物語で成り立っていることについてマジョリティは無自覚となる。カミングアウトやアウトティング、パッシングという言葉で把握される関係性をめぐって実にいろいろな社会問題がみえてくる。

こうした変化は脱暴力や暴力の顕在化にとって有益である。暴力を振るう側の都合の良い言い分が通らなくなっていくからである。関係性についてのこれまでの見方が変化し、社会意識の問題点を可視化させる言葉の変化ともいえる。

そのつながりの他方は、被害相談となる。ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとはかぎらない。むしろ脱線することも十分想定される。被害のナラティブにかかわる相談者が特に注意したいことは、相談による「二次被害」だ。

たとえば、1) 相談者の落ち度や責任を指摘する「あなたにも落ち度がある」「あなたにも問題がある」、2) 相談者の性格を問題にする「あなたは神経質すぎるのではないか」「あなたは生真面目すぎる」、3) 行為を過剰に一般化する「そんなことはよくあることだ」「会社というのはそんなところだ」等だ。相談者の精神的負担を少しでも軽くすることに心がけ、真摯に耳をかたむけるようにしなければならない。暴力の加害の語りにも影響を与える語彙と文脈がみてきたように変

化していることを踏まえての暴力の被害相談となるべきだ。

その被害は独特な関係性におかれたなかで発生するので関係性の病理の理解は大切となる。キーワード風に列記しておきたい。被害者非難 (ガスライティング)、自責の念 (加害者との同一化)、他罰性によるコントロール、Coercive Control 行動、学習性無力感、暗黙理論等である。

7. 個人の責任を問うことと社会問題として語ることの「あいだ」

暴力は日常の暮らし方とも関わっていて、突然のように降りかかるものではない。じわじわとそこに存在するようになり、暮らし方の一部に自然になっている。まさに暴力の遍在であり、日常性である。さらに社会の側の脱暴力への環境整備 (治療的司法等) の遅れも加害荷担的に共犯関係をつくる。そうすると適切な被害化と加害化がすすまない。

とはいえここで紹介してきたように現在はこの定義をめぐるせめぎ合いが随所でおこり、軸が変化しようとしている。被害と加害のフレームの変化のためにも名付けが大切となり、どんな言葉と文脈で暴力として可視化し、対応をするのかのせめぎ合いをみるべきだろう。これらの側面を、関係性の病理、日常性の病理、共同性の病理と特徴づけてきた。非行、いじめ、自殺のように、従来から社会問題化されてきた社会病理現象だけではなく、失踪・家出、逃走、いじり・いじめ、

無視、多様なハラスメント、ネットいじめ・リベンジポルノ、社会的迷惑行為、微細な日常的差別 (マイクロアグレッション)、セルフ・ネグレクト、ヘイトとフォビア (憎悪と恐れ)、アウトティングとカミングアウトの相克等の新しい関係性の病理を理解する言葉がある。ワードがワールドをつくる構築主義の見地からすれば、こうして意識化される問題群を整理していくことをとおして暴力の遍在と意識化の作業となる。これは社会病理研究・社会問題研究の一環となる。これまでは十分に扱いきれなかった現象、名付けにくいもの、不可視化されているものに対象を定める問題群である。引き続きここで紹介していくことになる。

社会病理学・臨床社会学
なかむら ただし
(2018年8月30日受理)